

森ノ宮医療大学 助産学専攻科規程

平成28年4月1日制定
 平成30年8月21日改定
 令和2年6月23日改定
 令和3年3月16日改定
 令和4年6月28日改定
 令和4年9月27日改定

(目的)

第1条 この規程は、森ノ宮医療大学（以下「本学」という。）学則の規定に基づき、本学助産学専攻科（以下「専攻科」という。）について必要な事項を定める。

(専攻科の目的)

第2条 専攻科は、産科医療の高度化ならびに助産実践の多様性に対応し、女性と母子およびその家族のニーズに応えることができ、科学的根拠に基づく高度な助産診断能力および助産技術をもつ人材の育成、ならびに生命の尊厳と人間愛の精神を培い、助産師としての社会的使命と責務を認識し、安全で質の高い助産ケアを提供できる助産師の育成を目的とする。

(定員)

第3条 専攻科の定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
助産学専攻科	10名	10名

(修業年限及び在学年限)

第4条 専攻科の修業年限は、1年とする。

2 学生は、2年を超えて在学することができない。

(入学資格)

第5条 専攻科に入学することができる者は看護師免許取得者または看護師国家試験合格者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。なお、本条件を満たしていない場合は入学許可を取り消すこととする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

（入学者の選考）

第6条 入学志願者については、選考を行い、教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

（入学手続及び入学許可）

第7条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料及び学納金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（編入学等の制限）

第8条 専攻科への編入学、再入学、転入学は認めない。

（教育課程）

第9条 専攻科の授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

（履修方法）

第10条 専攻科学生は、別表第1に定める授業科目を履修し、35単位を修得しなければならない。

（休学）

第11条 疾病その他やむを得ない事情により3ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合において、学長の許可を得たときは、この限りでない。

3 休学の期間は第4条に規定する在学年限に算入しない。

（修了の認定）

第12条 学長は、専攻科に1年以上在学し、所定の授業科目を履修してその単位を修得した者に、教授会の議を経て修了を認定する。

2 学長は、本条前項により修了を認定した者に対し、修了証書を授与する。

（組織）

第13条 専攻科の基礎となり運営にあたるのは、看護学部看護学科とする。

2 専攻科に、専攻科長と必要な専任教員をおく。

3 専攻科の学生の入学、卒業及び課程の修了、学位授与その他教育研究に関する重要事項は、教授会で審議する。

(学費と学納金)

第14条 専攻科の学費及び学納金については、別に定める。

(学則、その他の規程の準用)

第15条 専攻科における学年、学期、休業日、入学の時期、入学の出願、単位の計算方法、1年間の授業期間、単位の授与、成績の評価、試験の種類、復学、転学、退学、除籍、科目等履修生、聴講生、授業料等の納付、表彰、懲戒等については、本学学則及びその他本学の諸規程を準用する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、専攻科に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

1 この規程は平成28年4月1日から施行する。

2 この規程は平成31年4月1日から施行する。

3 この規程は令和2年4月1日から施行する。

4 この規程は令和4年4月1日から施行する。

5 この規程は令和4年6月28日から施行する。

6 この規程は令和5年4月1日から施行する。

別表第1

区 分	授業科目	単位数
基礎 助産学	助産学総論	1
	女性健康学総論	2
	新生児診断・発達論	1
	ハイリスク母子支援論	1
	ウイメンズヘルスとリプロダクティブケア	1
実践 助産学	分娩介助技術学演習	2
	助産診断・技術学Ⅰ	2
	助産診断・技術学Ⅱ	2
	助産診断・技術学Ⅲ	2
	助産診断・技術学Ⅳ	2
	地域母子保健学	2
	助産管理学	2
	助産学実習Ⅰ	8
	助産学実習Ⅱ	2
	ハイリスク母子実習	1
	地域母子保健実習	1
助産学 統合	補完代替医療とアロマセラピー	1
	助産学課題研究	2
修了要件（最低必要単位数）		35